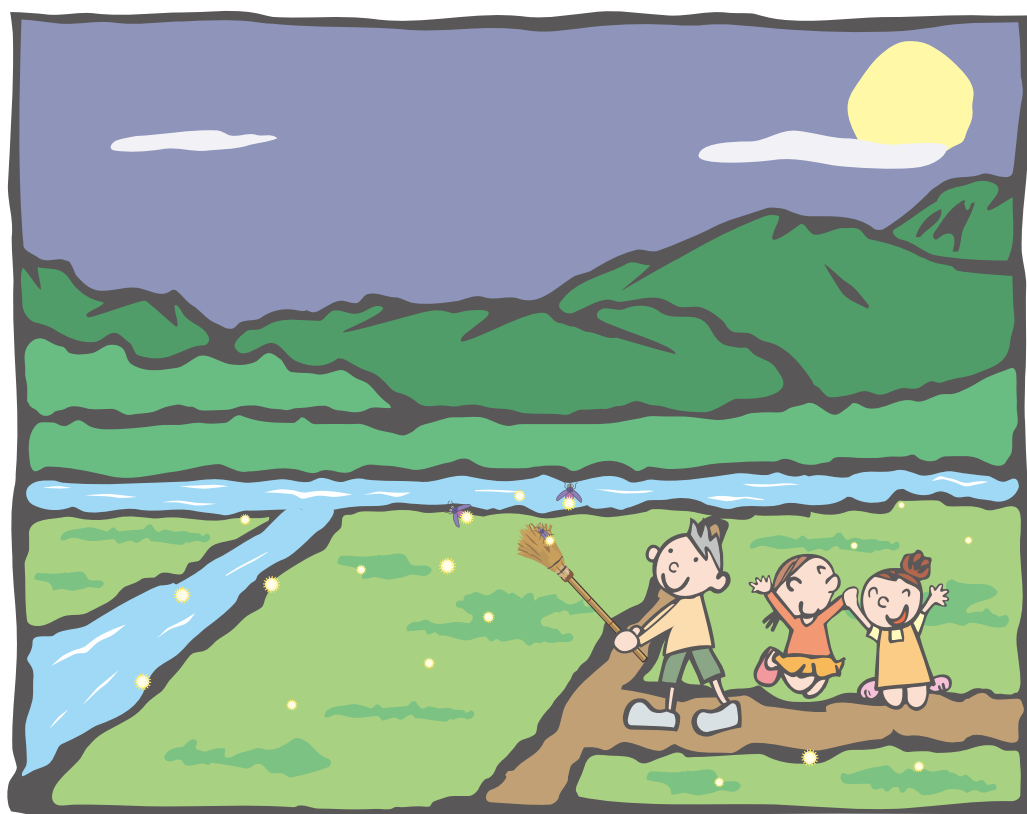


ふくいの

エコ農業推進計画



平成21年3月
福井県

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| I 趣 旨 | 1 |
| II 現状と課題 | 2 |
| 1 生 産 | 2 |
| 2 流通および販売 | 5 |
| 3 消費者への理解促進 | 9 |
| III 施策の展開 | 10 |
| 1 基本目標 | 10 |
| 2 具体的目標 | 10 |
| 3 計画期間 | 10 |
| 4 施策の体系 | 11 |
| IV 具体的施策 | 12 |
| 1 エコ農産物の生産拡大 | 12 |
| 2 エコ農産物の販売促進 | 14 |
| 3 生産者と消費者の相互理解の醸成 | 16 |
| 参考資料 | |
| ふくいの環境農業推進計画策定委員会 | 18 |

I 趣 旨

農業における生産活動は、食料を生産する基本的な役割のほか、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全などの多くの役割を併せ持っています。しかし、現代の農業生産においては、生産性や経済性を重視するあまり、化学肥料や農薬への依存が高まり、土壌微生物のバランスを崩したり、ホタルやカエルなどの身近な生き物が見られなくなるなど、環境への影響が懸念されています。

農業生産を子や孫の世代まで末長く続けていくためには、生産活動に伴う環境への負荷をできる限り低減させ、家畜排せつ物などの有機物の有効活用により自然循環機能を維持増進する環境と調和のとれた農業生産をすることが重要となっています。

一方、最近では、中国製冷凍ギョウザへの殺虫剤の混入、輸入野菜の農薬残留問題など消費者の信頼を裏切る事件が多発しております。こうした事件や環境を大切にしていこうとする社会的関心から、化学肥料・農薬の使用を削減したより安全安心な地元産の農産物に対するニーズが高まっています。

このような中、国では有機農業を推進するため、平成18年12月に、「有機農業の推進に関する法律」が制定され、これを契機に全国的に有機農業等（以下、本県では「エコ農業」¹⁾という。）を推進する動きが強まってきております。

本県では、平成12年3月に策定した「福井県環境調和型農業推進基本方針」に基づきエコ農業を推進してきましたが、このような情勢の変化に対応し、これまで以上に推進する必要があります。このため、エコ農産物²⁾の生産から流通、消費に至る課題を整理し、実効性のある『ふくいのエコ農業推進計画』を策定して、エコ農産物の着実な生産拡大を図ります。

脚注 ¹⁾ **エコ農業**：化学肥料や農薬を通常の栽培より削減するとともに、自然環境への負荷を軽減し、より安全安心な農産物を生産する農業。

²⁾ **エコ農産物**：エコ農業により生産される農産物（JAS有機農産物、特別栽培農産物、エコファーマー農産物）の総称。

JAS有機農産物：遺伝子組換え技術を使用しないことを基本とし、3年間以上、化学肥料と農薬を使わない農地で栽培された農産物で、国が認定した登録認定機関が検査し、認定している。

特別栽培農産物：栽培期間中に化学肥料と農薬の使用量を通常の栽培方法に比べ50%以上削減して栽培された農産物で、本県では「福井県特別栽培農産物認証制度」により、認証している。

エコファーマー農産物：土づくりを行い、化学肥料と農薬を通常の栽培方法に比べ20%以上削減して栽培した農産物で、県がこのような取組みを行う農家を認定している。

Ⅱ 現状と課題

1 生産

(1) 現状

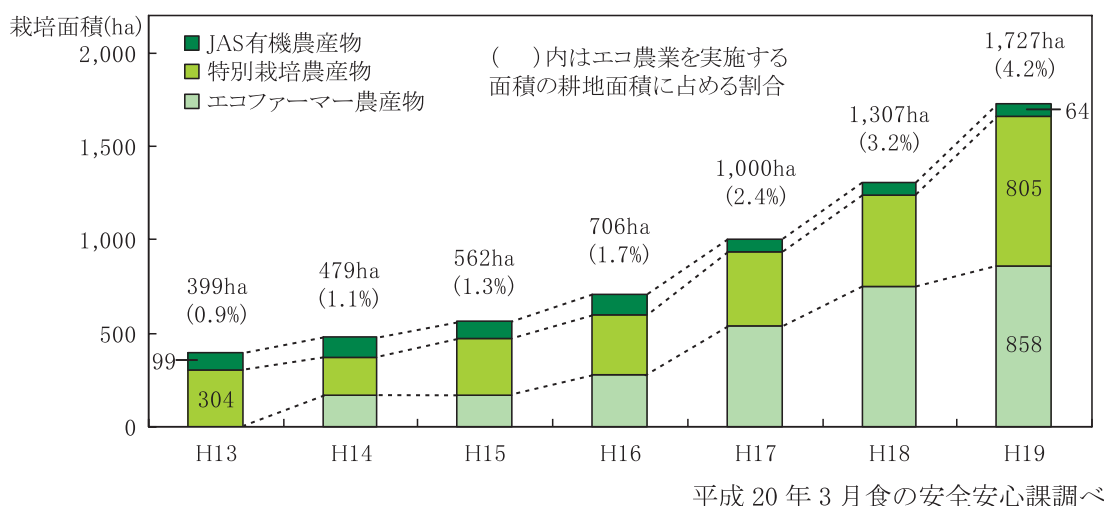
① エコ農業の実施状況

化学肥料や農薬を全く使用しないJAS有機農産物の栽培については、安定生産のための栽培技術が確立されていないことから、県ではこれまで積極的な推進を行っておらず、民間団体が主体となり進められてきました。その結果、栽培面積は64haと少なく、ここ5～6年伸びていない状況にあります。

一方、化学肥料や農薬の使用を削減する特別栽培農産物やエコファーマー農産物の栽培については、県において重点的な推進を行っていることもあり、エコ農業全体の実施面積は、順調に増えています(平成19年度1,727ha:平成13年度の約4倍)。しかし、県全体の耕地面積に占める割合は、4.2%と全国平均の5.4%に比べ低い状況にあります。

また、エコ農産物の品目別栽培面積は、水稲が989haで57%(生産量:約5,000トン)を占めており、そばや大豆などの穀類が439haで25%(約290トン)、野菜や果樹が299haで18%(約5,800トン)となっています。

【エコ農業の実施面積の推移】



【エコ農業の品目別栽培面積と生産量】

(平成19年度)

| 区 分 | 米 | | そば・大豆 | | 野菜・果樹 | | 計 | |
|-------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | 栽培面積 (ha) | 生産量 (t) | 栽培面積 (ha) | 生産量 (t) | 栽培面積 (ha) | 生産量 (t) | 栽培面積 (ha) | 生産量 (t) |
| J A S 有機農産物 | 62 | 270 | 0.1 | 0.1 | 1.8 | 20 | 64(0.2%) | 290 |
| 特別栽培農産物 | 434 | 2,180 | 337 | 210 | 34 | 530 | 805(1.9%) | 2,920 |
| エコファーマー農産物 | 493 | 2,520 | 102 | 80 | 263 | 5,260 | 858(2.1%) | 7,860 |
| 合 計 | 989 | 4,970 | 439 | 290 | 299 | 5,810 | 1,727(4.2%) | 11,070 |

※各区分の計の()内の数字は、耕地面積に占める栽培面積の割合。生産量は推計
平成20年3月食の安全安心課調べ

【エコ農業に取り組む農家戸数】

(単位：戸数)

| 区 分 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|-------------|----------------------|------|------|----------------------|-------|-------|-------|
| J A S 有機農産物 | 58 | 66 | 85 | 99 | 69 | 60 | 51 |
| 特別栽培農産物 | 420 | 248 | 413 | 378 | 345 | 320 | 434 |
| エコファーマー農産物 | 45 | 57 | 244 | 611 | 857 | 1,171 | 1,391 |
| 合 計 | 523 | 371 | 742 | 1,088 | 1,271 | 1,551 | 1,876 |
| (参考)取組農家割合 | 1.7% | 1.2% | 2.4% | 4.2% | 4.9% | 6.0% | 7.2% |
| 販 売 農 家 戸 数 | 31,058(2000 農林業センサス) | | | 26,006(2005 農林業センサス) | | | |

平成20年3月食の安全安心課調べ

② 堆肥等利活用の状況

本県における家畜排せつ物や籾殻、おが屑等の有機物を利活用して生産される堆肥は年間約55,000トン(平成19年度)で、主に園芸作物の土づくりなどの用途に全量利活用されています。

また、園芸作物における堆肥の投入量を10アール当たり平均2トンと仮定すると、堆肥の施用面積は2,750haに相当することになります。

③ 化学肥料および農薬の使用状況

本県における化学肥料の使用量は14.9千トン(平成18年度)となっており、平成14年度に比べ、75%程度に減少しています。10アール当たりの施用量は36kgとなり、全国平均の30kgと比べやや施用量が多い傾向です。

また、農薬の使用量は2.8千トン(平成18年度)となっており、平成14年度に比べ、75%程度に減少しています。10アール当たりの施用量は6.8kgとなり、全国平均5.7kgと比べやや施用量が多い傾向です。

(2) 課 題

① 栽培技術の開発

化学肥料や農薬を削減したり、全く使わない栽培方法では、安定した生産を得るために解決すべき多くの課題があります。中でも、水稲における除草剤を使用しない栽培では、コナギなどの雑草対策に最も苦勞しており、その除草対策技術の開発が求められています。

また、化学肥料を使用しない栽培技術として、牛ふんや鶏ふんなどの家畜ふん堆肥や、米ぬか等を原料としたぼかし肥、油かす等の市販の有機質肥料の特性に応じた施用法の確立が求められています。

② 農作業の負担軽減

エコ農業は、通常の栽培方法に比べて除草や施肥などに多くの労働時間を必要とする傾向にあり、栽培の規模を拡大することが難しく、作業労働の短縮と負担を軽減するための機械化が必要です。

③ エコ農産物生産者と一般農産物生産者の相互理解

エコ農業は、農薬の使用を削減あるいは全く使用しない栽培方法であるため、通常通りに農薬を使用する一般農産物生産者との間で、農薬の飛散によるトラブルが懸念されています。

今後、エコ農業の拡大を図るためには、お互いの生産者間の相互理解と合意形成が求められています。

2 流通および販売

(1) 現 状

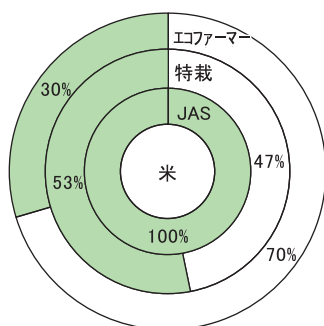
① エコ農産物の流通先

エコ農産物の販売について見ると、米では、JAS有機米はJAを經由せずにスーパー等の小売店、実需者、直売所などへ直接販売されています。特別栽培米はJAを經由した販売(以下、「JA系統販売」という。)と直接販売がほぼ半数ずつあり、エコファーマー米はJA系統販売が7割を占めています。

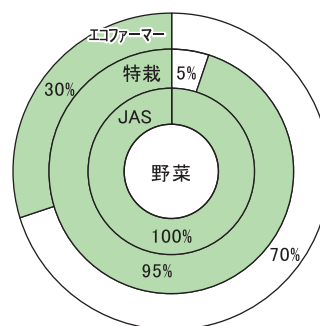
野菜では、JAS有機野菜および特別栽培野菜は、スーパー等の小売店、仲卸業者、直売所などへ直接販売されています。エコファーマー野菜はJAの部会単位などで取り組んでいる事例が多く、JA系統販売が7割となっています。

米、野菜に共通して言えることは、JAS有機農産物や特別栽培農産物の販売は、JAを經由しない直接販売のルートが取り入れられています。農家個々で取り組んでいる事例が多く、流通量が少ない状況にあります。

【エコ農産物の生産者の出荷先】



JAS : 270t
特裁 : 2,180t □ JA系統販売
エコ : 2,520t ■ JAを經由しない直接販売



JAS : 20t
特裁 : 530t □ JA系統販売
エコ : 5,260t ■ JAを經由しない直接販売

ドーナツグラフは内側からJAS有機農産物、特別栽培農産物、エコファーマー農産物の主な出荷先を示す。
※各農産物の出荷先は生産者への聞き取りなどによる推計 平成20年3月食の安全安心課調べ

② 店舗での販売状況

エコ農産物を販売する店舗では、米やホウレンソウ、コマツナなど販売される品目が限られており、販売量も限られている状況にあるため、販売コーナーを設置している店舗は少ない状況です。

本県で販売されているエコ農産物の生産地は、特別栽培農産物やエコファーマー農産物は県内産のものがほとんどですが、JAS有機農産物は県外産が主となっています。

【エコ農産物の店頭での販売状況】

| 区 分 | 調 査 店 舗 数 | うちエコ農産物 販 売 店 舗 数 | 平均取扱品目数 |
|----------|-----------|----------------------|---------|
| スーパー等小売店 | 41 | 17 (3) | 6.2 |
| 直 売 所 | 16 | 9 (7) | 5.4 |
| 合 計 | 57 | 26 (10) | 5.9 |

※ () はコーナーを設置している店舗数 平成 20 年 6 月食の安全安心課調べ

③ エコ農産物の価格

エコ農産物の栽培方法の違いによる販売価格について見ると、JAS有機栽培米は、一般栽培米に比べ5割高く、特別栽培米は2割高い状況にあります。一方、エコファーマー米は、一般栽培米とほぼ同額で販売されています。

野菜の販売価格については、JAS有機栽培野菜は3割高く、特別栽培農産物は2割高く販売されていますが、エコファーマー野菜は、一般栽培の野菜とほぼ同額で販売されています。

【エコ農産物(米)の平均販売価格】

| 区 分 | 小売価格 (精米10kgあたり) | 一般栽培米 との比較 |
|----------------|---------------------|---------------|
| 有機栽培米 | 7,145 円 | 151 |
| 特別栽培米 | 5,546 円 | 117 |
| エコファーマー米・一般栽培米 | 4,746 円 | 100 |

※それぞれの米の平均販売価格は、スーパー等量販店および直売所における精米 10kg あたりの小売価格の平均 平成 20 年 6 月食の安全安心課調べ

【エコ農産物(野菜)のスーパーでの販売価格例】

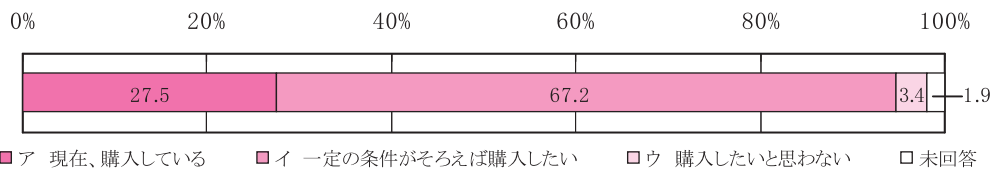
| 農作物名 (規格) | キュウリ (3本) | トマト (3個L玉) | コマツナ (200g) | ネギ (150g) | タマネギ (3個:600g) |
|--------------|--------------|---------------|----------------|--------------|-------------------|
| 有機栽培野菜 | 198円(134) | 取扱なし | 取扱なし | 取扱なし | 198円(125) |
| 特別栽培野菜 | 188円(127) | 358円(120) | 178円(129) | 168円(106) | 170円(108) |
| エコファーマー野菜 | 148円(100) | 取扱なし | 138円(100) | 160円(101) | 取扱なし |
| 一般栽培野菜 | 148円 | 298円 | 138円 | 158円 | 158円 |

※ () は一般栽培野菜を 100 とした場合の比率 平成 20 年 6 月食の安全安心課調べ

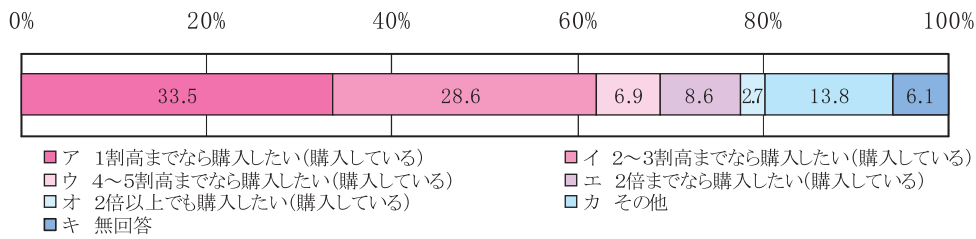
◎消費者の意向(アンケート結果)

- ・ 95%の消費者がエコ農産物の購入に対する意欲をもっており、購入価格については「1割高までなら購入したい」が34%、「2～3割高までなら購入したい」が29%で、約6割の消費者が多少高くとも購入したいと思っている。
- ・ また、76%の消費者が身近な店舗での購入を望んでいる。

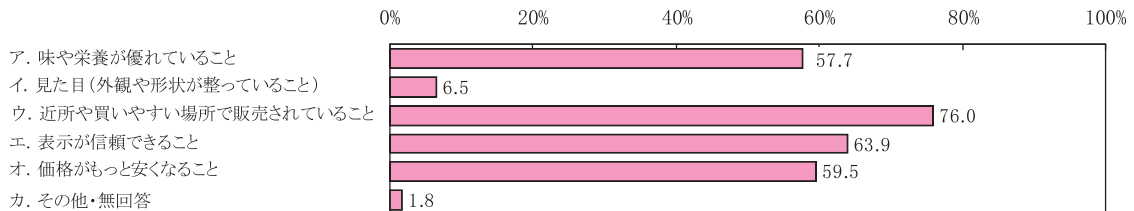
(エコ農産物の購入に対する意欲)



(購入可能な価格)



(購入を促す条件：複数回答)



平成20年3月 エコ農産物の購入・消費に関する県民アンケート結果

◎販売店の意見

- ・ 取扱の条件としては、年間を通じた供給体制の整備や生産履歴が明らかなこと、供給量や時期についての正確な情報が得られることが必要である。
- ・ 取扱う理由としては、消費者からより安全な農産物が求められているからである。
- ・ 一般の農産物の1割高もしくは2～3割高までなら取り扱ってもよい。
- ・ 出荷ロットが少ないことで、流通原価が嵩み、価格高に繋がっている。

平成20年6月 食の安全安心課調べ

(2) 課 題

① 生産量の確保

個々の生産者の栽培規模が小さいことから、スーパーなどの小売店での販売展開を図るためには、生産者のグループ化などによりエコ農産物を安定して供給する必要があります。


② 販売店舗の拡大等

消費者には多少高くとも身近で購入できるように、販売店舗数を拡大したり販売コーナーを確保することで、エコ農産物の販売を促進する必要があります。

③ エコ農産物の認知度向上

JAS有機農産物は、国が定めており全国的に知られていますが、特別栽培農産物は、国のガイドラインに基づき都道府県などで独自に認証するもので、本県における認知度は低い状況にあります。また、認証マークについても何を意味しているのかわからないため、消費者が見て化学肥料や農薬をどの程度削減したかが分かるよう改善する必要があります。

【福井県特別栽培農産物認証マーク】

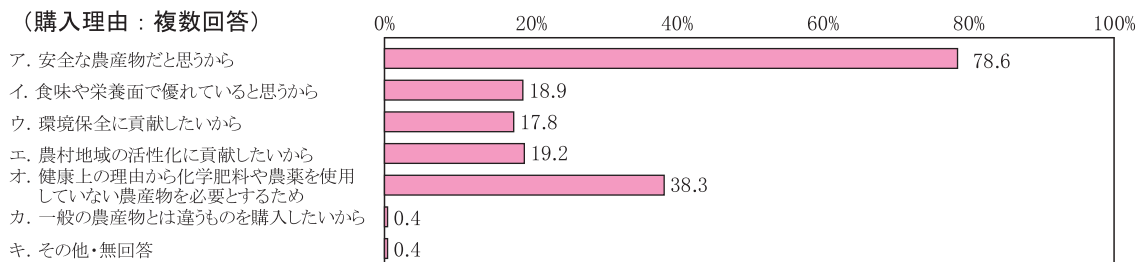
| 認証マーク | 化学肥料および農薬の使用量 |
|---|--|
|  | ①栽培期間中に化学肥料および農薬を使用しないで栽培した農産物 |
|  | ②化学肥料を通常の栽培に比べ5割以上削減し、農薬を栽培期間中に使用しないで栽培した農産物 ③化学肥料を栽培期間中に使用せずに、農薬を通常の栽培に比べ5割以上削減して栽培した農産物 ④化学肥料および農薬を通常の栽培に比べ5割以上削減して栽培した農産物 |

3 消費者への理解促進

(1) 現 状

① エコ農産物に対する消費者の意識

県民アンケートの結果によると、消費者のエコ農産物に対する意識は、安全だと思っからが79%であるのに比べ、環境保全や農村地域の活性化に貢献したいという意識は、それぞれ18%、19%と2割程度に留まっています。



平成 20 年 3 月 エコ農産物の購入・消費に関する県民アンケート結果

② 農業の環境への寄与

化学肥料や農薬を使用することにより、ホタルやトンボ、ミズなどが少なくなってきました。一方で、県内において化学肥料や農薬の使用を削減する取り組みを行っている地域では、身近な生き物が戻ってきている事例が見受けられます。

(2) 課 題

① エコ農業の取組みに関する消費者への理解促進

エコ農業は、通常の栽培に比べ、生産コスト高になることが消費者に理解されていません。このため、生産者は、消費者との交流を通じて栽培の苦労やエコ農業の大切さが理解されるような取組みを積極的に行っていく必要があります。

② エコ農業の地域貢献に関する理解促進

エコ農業は、生産活動とともに、地域の身近な環境の保全につながる活動であることが認知されていないのが現状です。このため、消費者にエコ農業の実施により、身近な昆虫などが増えることで環境が良くなることを実感してもらうことが必要です。

Ⅲ 施策の展開

1 基本目標

ふくいのエコ農業推進計画を達成するため、次の3項目を基本目標として施策を推進します。

- 1 エコ農産物の生産拡大
- 2 エコ農産物の販売促進
- 3 生産者と消費者の相互理解の醸成

2 具体的目標

(1) 栽培面積

1,727ha(平成19年度) ⇒ 12,000ha(平成25年度)

| | | | |
|-------------|-------|---|----------|
| J A S 有機農産物 | 64ha | ⇒ | 100ha |
| 特別栽培農産物 | 805ha | ⇒ | 1,500ha |
| エコファーマー農産物 | 858ha | ⇒ | 10,400ha |

(2) 流通・販売ネットワークの形成

1か所(平成19年度) ⇒ 3か所(平成25年度)

(3) エコ農産物の認知度

22%(平成19年度) ⇒ 50%(平成25年度)

3 計画期間

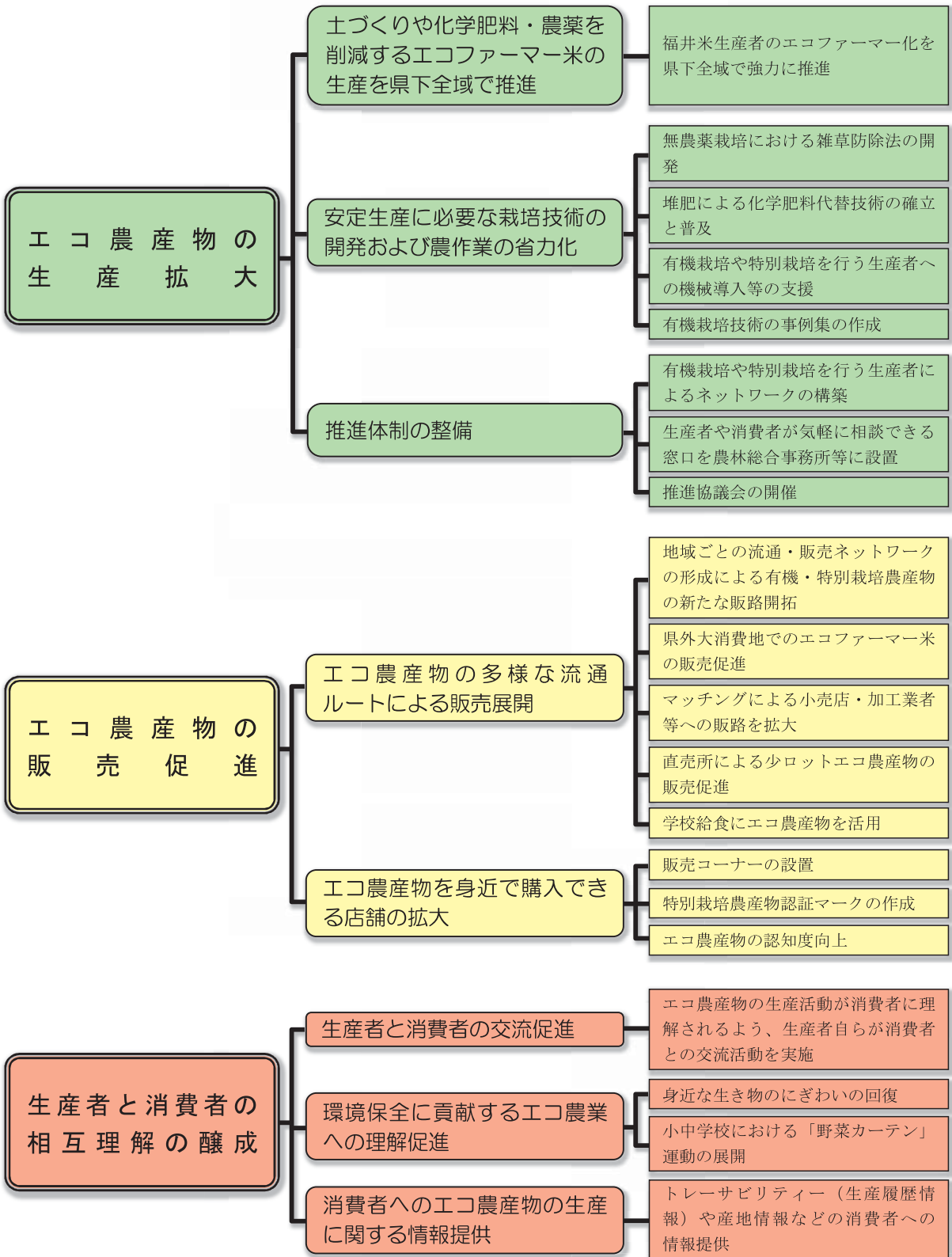
平成21年度から平成25年度までの5か年とします。

4 施策の体系

< 基本目標 >

< 施策の推進方向 >

< 今後の施策の展開方向 >



IV 具体的施策

1 エコ農産物の生産拡大

エコ農産物の生産拡大を図るため、栽培技術の開発などの生産体制の整備を行います。

(1) 土づくりや化学肥料・農薬を削減するエコファーマー米の生産を県下全域で推進

① 福井米生産者のエコファーマー化を県下全域で強力に推進

- 農林総合事務所等と地域のJAが連携し、JAごとの推進目標や推進方策を定めます。
- 生産者には、普及指導員とJA営農指導員が一体となって、栽培ごよみの作成や土づくりのための稲わらの鋤込みの指導を徹底します。
- JAや生産者グループを対象に、化学肥料や農薬削減のために必要な堆肥散布機や温湯種子消毒機などの機械や設備の導入支援を行います。



(2) 安定生産に必要な栽培技術の開発および農作業の省力化

① 無農薬栽培における雑草防除法の開発

- コナギ等の除草が難しい雑草の除草技術を開発します。
- 女性や高齢者が扱いやすい小型除草機を開発します。

② 堆肥による化学肥料代替技術の確立と普及

- 農林総合事務所等において、牛ふん・鶏ふん堆肥などの効き具合に応じた施肥量や施用時期の現地実証を行い、施肥法を確立します。
- 県内の家畜ふん堆肥の生産や販売状況のわかる冊子を作成するとともに、県のホームページで情報提供を行います。

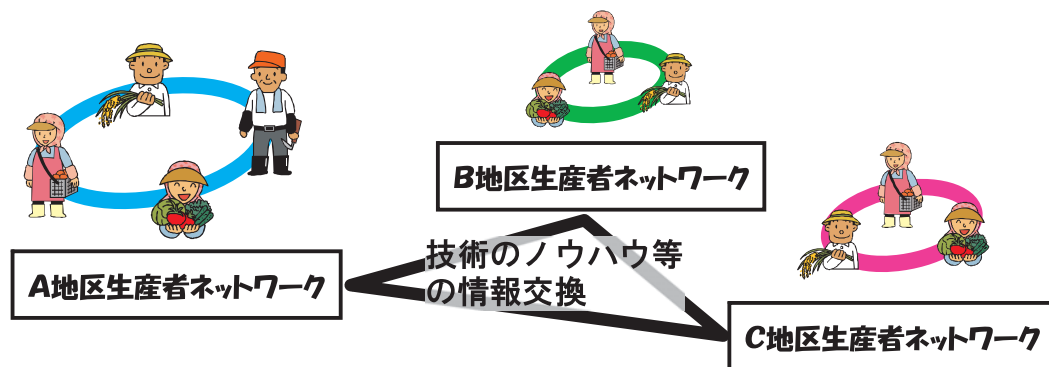
③ 有機栽培や特別栽培を行う生産者への機械導入等の支援

- 無農薬栽培や無化学肥料栽培での省力化をすすめる機械(除草機や米ぬかペレット製造機)等の導入を支援します。
- 専門講師による栽培技術講習会や生産コストに基づく価格設定など販売能力向上のための研修会を開催します。

(3) 推進体制の整備

① 有機栽培や特別栽培を行う生産者によるネットワークの構築

- 有機栽培や特別栽培を行う生産者が、ネットワークを作り、互いに技術のノウハウ等の情報交換する場(現地視察や意見交換会等)を設定します。



② 生産者や消費者が気軽に相談できる窓口を農林総合事務所等に設置

- 相談窓口において、エコ農業についての栽培方法や先駆的生産者の情報などを提供します。

③ 推進協議会の開催

- 県は、ふくいのエコ農業推進計画に基づいた施策の進捗状況を管理し、必要に応じて修正を検討するなど、「ふくいのエコ農業推進協議会」を開催します。
- 市町において、一般農産物生産者とエコ農産物生産者との相互理解の促進、地域の実情に応じた農業振興計画へのエコ農業の位置付けなどの検討を行う協議会を開催します。

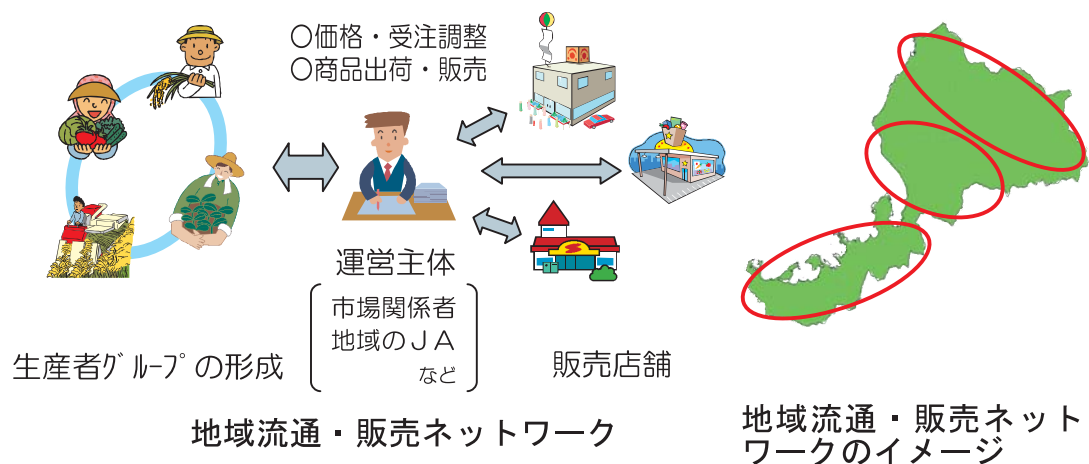
2 エコ農産物の販売促進

エコ農産物の消費者への安定供給を図るとともに、消費者が身近で購入できる環境を整備します。

(1) エコ農産物の多様な流通ルートによる販売展開

① 地域ごとの流通・販売ネットワークの形成による有機・特別栽培農産物の新たな販路開拓

- 地域ごとに生産者と市場関係者、地域のJAなどの連携によるエコ農産物の流通・販売ネットワークを形成し、JAS有機、特別栽培農産物の新たな販路開拓を行います。
- 普及指導員とJA営農指導員が連携し、生産者のグループ化を促進し、エコ農産物を安定して供給します。



② 県外大消費地でのエコファーマー米の販売促進

- 県と経済連が連携し、県外の大消費地においてエコファーマー米を優先的に購入して貰うため、安全安心と環境にやさしい米づくりを強調して販売を促進します。

③ マッチングによる小売店・加工業者等への販路を拡大

- 生産者と小売店・加工業者等とのマッチング商談会を開催し、エコ農産物の販売を拡大します。

④ 直売所による少ロットエコ農産物の販売促進

- 少量多品目栽培などを行う小規模園芸農家が生産するエコ農産物について、直売所による販売を促進します。

⑤ 学校給食にエコ農産物を活用

- 生産者と学校が連携し学校の近隣に設置される「学校給食畑」において、エコ農産物の栽培を促進し、学校給食へ供給します。

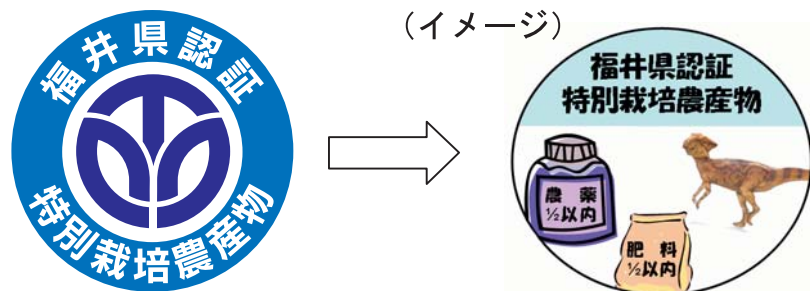
(2) エコ農産物を身近で購入できる店舗の拡大

① 販売コーナーの設置

- スーパー等と協力して販売コーナーを設置し、エコ農産物を身近な場所で購入できるようにします。
- 県のホームページ「あんしんふくいの食ネット」において、エコ農産物を取扱う販売店舗を積極的にPRしていきます。

② 特別栽培農産物認証マークの作成

- 県で認証する特別栽培農産物について、消費者が、化学肥料や農薬の使用を削減して生産した農産物であることがわかる、親しみやすいマークに変更します。



③ エコ農産物の認知度向上

- エコ農産物の認知度向上を図るため、販売店舗において、どの程度化学肥料や農薬の使用を削減して生産されたかなどを説明するパネルを設置し、制度の普及を図ります。

3 生産者と消費者の相互理解の醸成

消費者との積極的な交流活動や地域の栽培環境をイメージできる「ホタル米」や「レンゲ米」などの生き物を指標としたブランド名を活用して、エコ農業に対する消費者への理解促進を図ります。

(1) 生産者と消費者の交流促進

① エコ農産物の生産活動が消費者に理解されるよう、生産者自らが消費者との交流活動を実施

- 地域において、各市町やJA等で開催される消費者まつりと連携し、エコ農産物を試食・販売する「エコ農産物まつり」を開催します。
- 地域において、生産者の喜びや苦勞を肌で感じてもらえるような、家族を対象とした栽培・収穫体験などのイベントを実施します。
- 小中学校の園芸クラブを対象にした栽培講習を実施します。



エコ農産物まつり

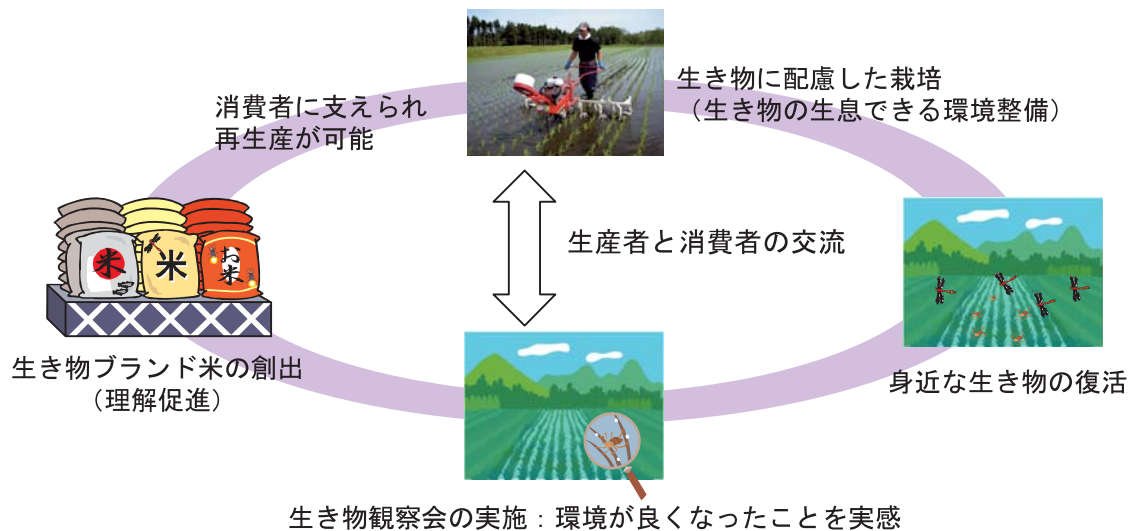


栽培・収穫体験

(2) 環境保全に貢献するエコ農業への理解促進

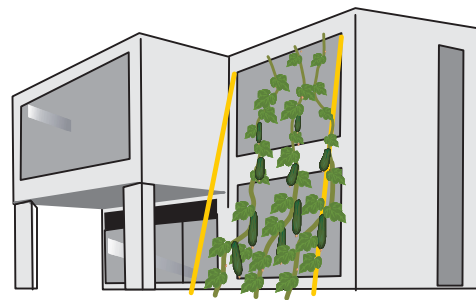
① 身近な生き物のにぎわいの回復

- 普及指導員とJA営農指導員が一体となって、地域に多く生息していたホタルやカエル等の生き物を回復させる化学肥料や農薬を削減した栽培などの生態系に配慮した米づくりを地域でまとまって実践するモデル地区を育成します。
- 地域ごとに「越前ほたる米」などの生き物ブランド米を創出し、生き物観察会を実施するなど消費者との交流を深め、購入して貰うことで生産者が生産を継続できるエコ農業を進めます。



② 小中学校における「野菜カーテン」運動の展開

- 小中学校において、夏場を涼しくし、身近な昆虫など生き物の隠れ家となるキュウリやゴーヤなどによる「野菜カーテン」づくりを地域の生産者と子供たちが一緒になって実施し、エコ農業の環境貢献に対する理解の向上を図ります。



(3) 消費者へのエコ農産物の生産に関する情報提供

① トレーサビリティ(生産履歴情報)や産地情報などの消費者への情報提供

- 県のホームページ「あんしんふくいの食ネット」により、産地名や産地での肥料や農薬の使用状況、出荷時期などの情報提供の充実を図ります。
- エコ農産物がどこでどのようなものが生産されているかなどの情報や生産者が開催するイベントなどの情報を、CATVや行政およびJAの発行する広報誌を通じてPRをします。
- 農林総合事務所等において、エコ農業に関する優良な取組を行う生産者を表彰し、地元の消費者に生産者の取組みや農産物のPRをします。

1 ふくいの環境農業推進計画策定委員会

(1)策定委員

| | | |
|----|-------|----------------------|
| | 大石 和生 | 社団法人福井県植物防疫協会 専務理事 |
| | 香川 哲夫 | 福井県経済農業協同組合連合会 理事参事 |
| | 笠川 靖子 | 福井県消費者グループ連絡協議会 副会長 |
| | 河崎 宏 | マルカワみそ株式会社 代表取締役 |
| 座長 | 北川 太一 | 福井県立大学経済学部 教授 |
| | 柴田 剛 | 株式会社ヤスサキ 食品営業本部長 |
| | 高見 高央 | JAS有機認定農家 |
| | 高村 五月 | エコファーマー、指導農業士 |
| | 榑崎 季彦 | 株式会社大阪第一食糧 仕入業務課長 |
| | 武藤 愛子 | 農産物加工、みやざき おもいでなファーム |
| | 森田 正代 | 県特別栽培農産物生産農家 |
| | 山田 正美 | 福井県農林水産部 技幹 |

(以上50音順、敬称省略)

(2)開催状況

第1回 平成20年 8月20日(水)

第2回 平成20年10月 9日(木)

(現地視察:福井市山室 有限会社中橋農園生産圃場見学)

第3回 平成20年12月 1日(月)

第4回 平成21年 1月30日(金)



ふくいのエコ農業推進計画

発行

福井県農林水産部 食の安全安心課

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

Tel 0776(20)0423

Fax 0776(20)0654

E-mail shokuan@pref.fukui.lg.jp

URL <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shokuan/index.html>



健康長寿の福井